

花巻市保育士等復職支援実施要領

(目的)

第1 この要領は、保育士等の資格者で復職を希望する者を把握し効率的な情報提供や支援を行うことにより、保育所等で就労する人材の確保を図ることを目的とする。

(対象)

第2 保育士等復職支援の対象となる保育士等は、保育士等の資格（保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭資格を含む。）を有し、花巻市内の保育施設にて保育業務への就職を希望する者とする。

(登録の申請)

第3 保育士等復職支援を受けようとする者は、花巻市が第1に規定する目的達成のために保有する保育士等復職支援名簿への登録を必要とし、当該登録のため保育士等復職支援登録申請書（様式第1号）を市長に提出する。

(登録事項の変更)

第4 登録者は、登録した内容に変更が生じた時は、保育士等復職支援登録変更届出書（様式第2号）を市長に提出する。

(登録の解除)

第5 保育士等復職支援を必要としなくなった者は、保育士等復職支援登録解除届（様式第3号）を市長に提出することで保育士等復職支援名簿からの削除を行うものとする。

(支援内容)

第6 保育士等復職支援において実施する支援内容は、別表のとおりとする。

(庶務)

第7 保育所等復職支援に関する庶務は、教育部こども課において行う。

(補足)

第8 この要領に定めるものの他、保育所等復職支援の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。